

# 帯広消防署自動体外式除細動器貸出要領

## (目的)

第1 この要領は、帯広消防署が管理する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しについて必要な事項を定め、住民による早期除細動の機会を拡大することにより救命率の向上に資することを目的とする。

## (AED)

第2 この要領により貸出しするAEDとは、本体のほか付属品を含み、品目については貸出用AED本体・付属品一覧表（別表1）に定めるとおりとする。

## (対象行事)

第3 貸出対象となる行事は、市内において開催されるスポーツ競技、講習会等の各種イベント（以下「各種イベント等」という。）のほか、消防署長が必要と認めたものとし、営利を目的とするものを除くものとする。

## (貸出対象)

第4 貸出対象は、住民が参加する各種イベント等を主催する団体の代表者（以下「借受者」という。）とし、団体の公共、民間については問わないものとする。

## (その他の貸出要件)

第5 貸出しにおけるその他の要件は次のとおりとする。

- (1) 借受者は、率先してAEDを使用できる者を会場に配置すること。
- (2) 借受者は、イベント等の開催期間中、AEDを会場に配置していることを住民に周知すること。

## (貸出期間)

第6 貸出期間は、各種イベント等の開催期間及びその前後の期間とし、最長7日間とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、消防署長が必要と認めたときはこの限りでない。

## (経費負担)

第7 AEDの貸出料は無料とする。ただし、貸出しに要するAEDの運搬、貸出期間中におけるAEDの維持管理等に要する経費は借受者が負担するものとする。

## (貸出申請)

第8 借受者は、貸出しを受けようとする日の1ヶ月前までにAED貸出申請書（様式第1号）により消防署長に申請するものとする。

## (貸出審査等)

第9 消防署長は、前項の申請があった場合、貸出しの可否について審査し、処理経過を整理した後、貸出しする日の2週間前までに申請者に連絡するものとする。なお、複数の申請で貸出希望期間が重複した場合には、申込順により決定するものとする。

## (AEDの借り受け)

第10 借受者は、AEDを借り受ける際にAED借受書（様式第2号）を消防署長に提出するものとし、消防署長は、その写しを借受者に交付するものとする。

(貸出中の管理)

第 11 貸出中の借受者による管理については次のとおりとする。

- (1) 借受者は、AEDを良好な状態で保管し、使用しなければならない。
- (2) 借受者は、AEDを処分又は目的以外に使用してはならない。
- (3) 借受者は、AEDを転貸又は譲渡してはならない。

(返却、実績報告)

第 12 借受者は返却予定日までにAEDを持参し、貸出用AED返却時点検確認表(別表2)による点検確認を受けるものとし、AEDを使用した場合は、AED使用実績報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

(損害賠償)

第 13 借受者は、故意又は過失によってAEDを亡失又は破損させた場合は、AED亡失・破損報告書(様式第4号)により消防署長に報告するとともに、AEDを原状に復すものとする。

(貸出中止)

第 14 消防署長は、次の各号の一に該当すると認められた場合には、貸出期間に関わらず返却させることができるものとする。

- (1) 借受者が、本要領に違反したとき。
- (2) 消防署長が、借受者にAEDを貸出しすることが適切でないと認めたとき。